

平成30年4月2日

郵送転出届に伴う転出証明書の誤送付について

平成30年3月22日付で返送した転出証明書を誤って送付してしまったので、公表します。

1. 事案内容

2名の方「府内転出の方と府外転出の方」の転出証明書を取り違えて送付しました。

2. 判明の経緯

転出届の郵送申請に伴う転出証明書の送付において、平成30年3月26日（月）15:00頃、府内転出の方より連絡があり誤送付が判明しました。府外転出の方へは、同日、文書にて連絡しております。
（申請書に電話番号の記載がないため。）

3. 原因

届出書類と交付証明書との綴り誤り及び返信封筒への封入時における確認不足によるものです。

4. 再発防止策

今後は、封入時点におけるチェック体制の徹底を図り、今後このようなことがないように、再発防止に全力で取り組んでまいります。

5. 事後の対応

2名の方に謝罪の上、転出証明書を回収しました。

問い合わせ：河内長野市市民生活部 市民窓口課

(0721-53-1111)